

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
根拠法	全国最低賃金法	労働法典(L.3231-1条以下)	最低賃金法(MiLoG)	公正労働基準法(FLSA)	最低賃金法
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律	全国一律(連邦最賃)と地域別(州・市・郡最賃)の併用	全国一律
改定方法、決定主体、決定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府が決定。事実上の慣行として、毎年、低賃金委員会への諮問の上、ほぼ委員会勧告通り改定。</li> <li>■ 低賃金委員会は労働者側委員、使用者側委員、有識者委員からなる三者構成の諮問機関。労使同数の定めはない。</li> <li>■ 英国経済全体およびその競争力に与える影響に配慮し、かつ政府が問題を付託する際に特定した付加的要素について考慮しなければならない(全国最低賃金法7条5項)。</li> <li>■ 政府目標は、2024年までに、全国生活賃金を賃金中央値の2/3の水準とすること。低賃金委員会には、政府目標通りの引き上げが、雇用の見通しに「重大なリスク」を与える場合には、当該目標の再考を促す緊急ブレーキ。 ※従前は、2020年までに、賃金中央値の60%とすることを目標としていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府が団体交渉全国委員会に諮問し、その答申を受けて政令により改定。</li> <li>■ 団体交渉全国委員会は、政府代表4、労使各18。答申は労使の合意ではなく、それぞれの意見を非公開の報告書にまとめて提出する。</li> <li>■ 団体交渉全国委員会は、最低賃金の改定に当たって、以下の3点を考慮。①物価上昇率(所得下位20%の世帯の消費構成を踏まえて算定)、②実質賃金上昇率の1/2以上とする、③政府の裁量による上乘せ。</li> <li>■ 消費者物価指数が前回の賃金改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけの金額を随時改定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最低賃金委員会が2年ごとに適切な最低賃金額の決議を行う。連邦政府は法規命令により当該最低賃金を規定。</li> <li>■ 最低賃金委員会の構成は、議長1、常任委員6(労使各3名ずつ)、諮問委員2(学術分野からの委員(労使提案)、議決権なし)。</li> <li>■ 最低賃金委員会は、最低賃金額の改定に当たって、以下の4点を考慮。①労働者の必要最低限の生活を保障すること、②公正かつ機能的な競争力を維持できること、③雇用危機を招かないこと、④労働協約の賃金動向に従うこと(最低賃金法9条)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦最低賃金は公正労働基準法の改正、州別最低賃金は州法の改正、市や郡の最低賃金は条例の改正もしくは制定などによる。</li> <li>■ 連邦最低賃金に関する公正労働基準法の改正は、連邦下院、上院の両議会で過半数を獲得し、大統領の署名によって発効する。同様に、州法は州下院、上院で過半数の獲得ののち州知事の署名、市や郡も議会で過半数を獲得したのちに首長の署名によって発効する。州法による最低賃金の引き上げは、住民投票によって行われることもある。</li> <li>■ 州や市・郡の最賃の具体的な改定方法は各地で異なるが、①「ある年までに何ドルへと改定する」というスケジュールを組み、段階的に引き上げていく、②毎年、消費者物価指数をもとに所定の計算式を適用して自動的に改定する、③改定時期を設定せず、連邦最賃の改定時など必要に応じて見直す、といった方法がとられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最低賃金委員会の審議・議決を経て、雇用労働部長官が毎年8月5日までに翌年1月1日から適用する最低賃金を決定。</li> <li>■ 最低賃金委員会は、労働者代表9人、使用者代表9人、公益代表9人で構成。</li> <li>■ 最低賃金は、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③労働生産性、④所得分配率等を考慮して定める(最低賃金法4条1項)。</li> </ul>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況（続）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
引き上げ 時期・額・ 率	<p>&lt;2020年の引き上げ&gt; ■ 2020年4月～8.72ポンド (+6.2%)</p> <p>&lt;2021年以降の引き上げ&gt; ■ 2021年4月～8.91ポンド (+2.2%)</p>	<p>&lt;2020年の引き上げ&gt; ■ 2020年1月～10.15ユーロ (+1.2%)</p> <p>&lt;2021年以降の引き上げ&gt; ■ 2021年1月～10.25ユーロ (+0.99%)</p>	<p>&lt;2020年の引き上げ&gt; ■ 2020年1月～9.35ユーロ (+1.7%)</p> <p>&lt;2021年以降の引き上げ&gt; ■ 2021年1月～9.50ユーロ (2020年1月基点で+1.6%) ■ 2021年7月～9.60ユーロ (同+2.7%) ■ 2022年1月～9.82ユーロ (同+5.0%) ■ 2022年7月～10.45ユーロ (同+11.8%)</p>	<p>&lt;2020年の引き上げ&gt; (連邦最低賃金)・2009年7月 以降7.25ドルで据え置き (州別最低賃金)※30州が連邦 最賃を上回る水準を設定 ■ 2020年7月～12ドル(オレゴ ン州)、9ドル(ネバダ州、健康 保険非提供事業主対象) ■ 2020年9月～12ドル(コネチ カット州) ■ 2020年10月～11.5ドル (ロードアイランド州) ■ 2020年12月末～12.5ドル (ニューヨーク州。ニューヨーク市 及びその郊外を除く地域) ■ 2021年1月～13.69ドル(ワ シントン州)、14ドル(カリフォル ニア州、26人以上規模)など 19州</p> <p>&lt;2021年以降の引き上げ&gt; ■ 2021年5月～9.5ドル(バージ ニア州) ■ 2021年7月～12.75ドル(オ レゴン州)、9.75ドル(ネバダ州、 健康保険非提供事業主対象) ■ 2021年8月～13ドル(コネチ カット州) ■ 2021年9月末～10ドル(フロ リダ州) ■ 2022年1月～物価連動(ワ シントン州)、15ドル(カリフォル ニア州、26人以上規模)など 18州</p> <p>※バージニア州はコロナ禍で引き 上げ時期を21年1月から同年5 月に延期。ミシガン州では20年の 州失業率が8.5%を超える見通 しとなり、21年1月の引き上げを 実施しない方針(州法に基づく)。</p>	<p>&lt;2020年の引き上げ&gt; ■ 2020年1月～8,590ウォン (+2.87%)</p> <p>&lt;2021年以降の引き上げ&gt; ■ 2021年1月～8,720ウォン (+1.5%) ※1988年以降、最も低い引き 上げ率</p>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況（続）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
影響率	<p>■ 影響率は不明。低賃金委員会は、2020年4月改定により直接の影響を受ける労働者を280万人（およそ10人に1人）と試算。</p>	<p>■ 2019年1月1日の引き上げ 影響率：13.4%(232万人)</p> <p>■ 2020年1月1日の引き上げ 影響率：13.0%(225万人)</p>	<p>■ ドイツでは、日本と同様の「影響率」は公表されていない。しかし、最低賃金の引き上げによって影響を受けた労働者の人数や割合等は連邦統計局が経年で計測し、公表している。それによると、直近(2020年6月29日)では、2019年1月1日の最低賃金の引き上げ(時給9.19ユーロ)で、200万人弱の労働者が恩恵を受けた。また、2019年4月時点で、全体の3.5%に該当する140万人の労働者が最低賃金の支払いを受けていた。</p>	<p>■ 連邦最賃の直近における引き上げ時(2009年)の影響率(それ以前の最賃6.55ドルと、引き上げ後の7.25ドルの間の労働者の割合)は、2.7%、「未満率」(2008年最賃未満の労働者の割合)は2.6%。</p> <p>■ 時給が連邦最賃を下回る者は111万2,000人（最賃と同額24万7,000人、最賃未満86万5,000人）で、全米時給労働者の1.5%、被用者総数の0.8%（2020年）</p>	<p>■ 2021年適用最低賃金 影響労働者数：408万人 影響率：19.8%</p>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況（続）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
引き上げの根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2024年までに賃金の中央値の3分の2相当への引き上げが目標化されており、低賃金委員会はその達成を前提に毎年改定案を検討する。このため、賃金動向(2024年時点で想定される賃金水準)を中心に、この間の経済や労働市場の状況に関する予測、また労使等の意見聴取の結果などが考慮されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物価スライド制(消費者物価に基づく購買力保障を目的とする指標)、賃金スライド制(経済成長による平均賃金の年次の増額分を考慮した指標)に基づく指標によって、毎年改定率が決定。その他、政府裁量による追加の引き上げ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決定に際して、①労働者の必要最低限の生活を保障する額であること、②公正で機能的な条件の競争力を維持できる額であること、③雇用危機を招かない額であること(雇用確保)、④協約賃金の動向に従うこと、の4点を考慮した総合的な評価が必要(最低賃金法9条)。</li> <li>■ ①労働者の生活への影響分析(賃金への影響、最低賃金違反と取締りの状況、社会保障への影響)、②雇用市場の分析(雇用・失業動向、労働時間、職業訓練・実習の状況、自営業等の動向)、③企業競争力の分析(人件費、生産性、手続コスト、投資、価格、消費、利益等)や、関係者・団体ヒアリング等をもとに総合的に判断(連邦政府への委員会報告書より)。</li> <li>■ 今回はコロナ禍で経済的不確実性が大きい時期に決定された。2020年は顕著な景気後退が予想されるが(業種間格差あり)、2021年は、最新予測では経済回復が見込まれる。2022年以降は国内総生産がコロナ前の水準に回復すると期待し、今回の4段階に分けた引き上げを決定した(委員会決議書より)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最低賃金の改定には、連邦レベルでは公正労働基準法の改正、州レベルでは州法の改正(住民投票を伴う場合もある)、市や郡では条例の改正などが必要になる(前掲)。</li> <li>■ 21年4月時点で13州が15ドル等をめざして毎年段階的に最低賃金を引き上げるスケジュールを組む。</li> <li>■ 10州が物価(インフレ率等)に連動する方式を採用中。15ドル又は一定の水準へと段階的に引き上げた後に、この方式へと移行(または復帰)する州も9州ある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最低賃金の決定基準及び区分は次のとおり(最低賃金法第4条)。</li> <li>■ (1) 最低賃金は、勤労者の生計費、類似勤労者の賃金、労働生産性及び所得分配率等を考慮して定める。この場合、事業の種類別に区分して定めることができる。</li> <li>■ (2) 前項による事業の種類別の区分は、最低賃金法第12条による最低賃金委員会の審議を経て雇用労働部長官が決定する。</li> </ul>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況（続）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
労使等の 反応	<p>■ 2020年4月改定に関しては、政府目標との関連で従来から経営側が慎重な姿勢を示していたものの、新型コロナウイルスとの関連で強い反対論は生じなかった。</p> <p>■ また、2021年4月の改定額の検討に際して低賃金委員会が実施した意見聴取では、新型コロナウイルスの感染拡大をどのように考慮すべきかに関する意見に幅がみられたとされる。労使とも、低賃金のエッセンシャルワーカーによる貢献を考慮すべきであるとする点では一致していたものの、労働側が時間当たり10ポンドへの引き上げや、2024年の目標額へのコースから外れるべきではないと主張していたのに対して、経営側は、既に生じている経済への打撃や、今後の不確実性の大きさなどから、慎重な検討を委員会に求めている。ただし、改定自体の凍結を求める意見は比較的少数であったとされる。</p>	<p>■ 労働総同盟(CGT)と労働者の力(FO)は、物価上昇と消費者物価の上昇分のSMICの引き上げだけでなく、政府裁量による引き上げを求めている。SMIC水準で就労する労働者は清掃員やレジ係員、配達員などテレワークが不可能な者が多く、女性や若年者、低学歴者などであり、ロックダウン時に就労を続けた者が多い上に、派遣や有期雇用契約などの雇用が不安定な身分が多いために失業のリスクに晒されていることがその理由である。</p> <p>■ CGTは、過去40年間、付加価値(GDP)に対する賃金の比率は低下しつづけており、富の雇用労働者への分配をすべきであり、2021年の引き上げは、かつてないほどに政府が裁量によって引き上げる選択を取らなければならないと主張している。自動改定に留まることは受け入れられず、(2020年の月額1,539.42ユーロから)1,800ユーロへの引き上げを求めている。</p> <p>■ FO(労働者の力)は家計消費が崩壊している現状を改善するためには購買力を引き上げることが必要であると考えており、政府裁量によるSMICの引き上げが最も有効な手段だと考えている。現行のSMICの水準よりも21%程度引き上げて、平均賃金の80%程度にすることを主張している。</p>	<p>■ 労働組合の談話(抜粋)「引き上げ延期の要請が表明されたが、この案は通らなかった。2022年に開催予定の最低賃金委員会では、2023年以降の10.45ユーロへの上乘せが検討される。これは私たちが要求する時給12ユーロを早急に実現するための明らかな一歩である」</p> <p>■ 使用者団体の談話(抜粋)「当初の引き上げはインフレ調整に絞りを絞る、その後の引き上げは事後的な協約賃金の動向を考慮した。2021年の調整段階に対して比較的小幅な調整額とすることによって、中小企業等にゆとりを創出した。労使双方にとって重要だったのは、この最低賃金の引き上げによって、現行の産業別労働協約のどの賃金グループも無効とならないことだった。最後の引き上げ段階も、労使交渉で妥結した賃金協約の枠内にとどまった」</p>	<p>■ 連邦最賃の15ドルへの引き上げについて、米労働総同盟・産別会議(AFL-CIO)のトラムカ会長は21年1月20日のNBCニュースで「最賃の引き上げは失業につながるのではなく、何百万人ものアメリカ人に利益をもたらすだろう」と述べ引き上げの必要性を訴えた。</p> <p>■ 全米商工会議所のブラッドリー最高政策責任者は現地メディアに「15ドルへの引き上げは、一部の中小企業を廃業させ、多くの低賃金労働者の仕事を犠牲にする」とコメント。また、1月25日のNBCニュースでは、全国独立企業家連盟のクルマン副代表が「大企業との競争をさらに困難にする」、ファストフードや小売りなどのフランチャイズ店の業界団体である国際フランチャイズ協会のハラー副代表が「企業に害を及ぼし、回復を遅らせる可能性がある」とそれぞれ懸念を表明。</p>	<p>■ 【民主労総】公益委員が使用者委員に偏った姿勢で2021年最低賃金を決定したことは嘆かわしい。公益委員が決定基準の1つとして言及した労働者の生計費改善分1.0%は納得できない数値である。最低賃金委員会の資料によると生計費は40万ウォン不足している。</p> <p>■ 【韓国労総】1.5%の引き上げは、歴代「最低」でなく、歴代「最悪」。公益委員が1.5%の根拠とした物価上昇率、経済成長率、生計費等はすべて恣意的な解釈である。最低賃金委員会が示した生計費は非婚単身ベースだが、最低賃金労働者の多くが複数の世帯構成員であることを考慮していない。</p> <p>■ 【韓国経営者総協会】新型コロナショックにより、2020年はマイナスの経済成長が予測される中、中小・零細企業と自営業者が借金に耐えながら生存のため死闘を繰り広げている点を考慮すれば、最低賃金は凍結しなければならない。現行の最低賃金決定体系は、政府が任命した公益委員がキャスティングボードを行使する根本的な限界を抜け出すことができていない。今後は消耗的な論争と深刻な労使対立を触発する後進的で旧態依然の現行決定体系を、公正性・客観性に立脚し、わが国経済が耐えうる合理的数値を政府と公益委員が責任をもって決定する方式に全面改編しなければならない。</p>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況（続）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
周知・ 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府のウェブサイトGov.ukにおける情報提供・ガイダンスのほか、メディア(テレビ等での広報)やセミナー等を通じた周知・情報提供など。また公的機関(ACAS)が、最低賃金を含む雇用分野全般の法制度に関する電話相談等のサービスを提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働省や政府公共サービスのウェブサイトにおいて周知・広報されるほか、全国紙(日刊新聞)等で、SMIC額を日常的に目にする。例えば、日刊経済紙のLesEchosの紙面上部には、経済指標として、GDP(Produitintérieurbrutt:PIB)やILO基準の失業率(Tauxdechômage(BIT))、物価とともに、1時間当たりのSMICを毎日掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦労働社会省(BMAS)は、専用ホットラインを設置して相談等を積極的に実施。</li> <li>■ 最低賃金制度の運用監視を行っている「闇労働税務監督局(FKS)」も、最低賃金に関する質疑応答の冊子やサイトを提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 使用者は、連邦法、州法、条例の対象になるそれぞれの事業所において、最低賃金や労働時間等の労働条件について、雇用している労働者に向けて情報を開示する義務を負う。例えばFLSAにより連邦最賃の対象となる従業員の使用者はすべて、従業員が容易に読めるよう、すべての事業所の目立つ場所に同法を説明する通知を掲示し続ける必要がある(連邦行政規則 29C.F.R.516.4)。通知の内容は、連邦労働局賃金・時間課が規定し、その内容を記載したポスターをウェブサイトからダウンロードできる形で提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最低賃金法は、最低賃金の周知・広報について次のように定めている。</li> <li>■ 雇用労働部長官は、毎年8月5日までに最低賃金を定めなければならない(第8条第1項)。</li> <li>■ 雇用労働部長官は、最低賃金を定めたときには、直ちにその内容を告示しなければならない(第10条第1項)。</li> <li>■ 最低賃金の適用を受ける使用者は、大統領令で定めるところにより、当該最低賃金を、その事業の勤労者が容易に見ることができる場所に掲示し、又はその他の適当な方法により、勤労者に広く知らしめなければならない(第11条)。</li> </ul>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況（続）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
議論の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3月11日、ビジネス・エネルギー・産業戦略相および財務相が低賃金委員会に対し、2024年までに賃金の中央値の3分の2への引き上げを目標とした改定について検討を諮問。</li> <li>■ 3月12日、低賃金委員会が次回改定に関するコンサルテーション(意見聴取)を開始(6月4日)。</li> <li>■ 4月1日、低賃金委員会レポート(コロナによる不確実な経済状況から、現時点で引き上げ幅の道筋を示せない。3分の2水準の目標年の延期も含め検討)</li> <li>■ 9月、政府が目標取り下げを検討中とされることについて、労組が反対を表明。</li> <li>■ 11月25日、財相が「中期支出計画」の一環として2021年4月の改定額を決定。低賃金委員会の改定案(10月30日付)を承認するもので、引き続き3分の2の目標達成に意欲を示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済学者などで構成されるSMIC専門家委員会が、ポルヌ労働相へ2020年12月1日に提出した年次報告書では、コロナ禍で労働市場及び大部分の企業の財務状態は相当悪化しており、今後の経済・雇用情勢の早期の回復は非常に難しいと判断しており、雇用の確保が優先されるべきで、購買力の引き上げは優先事項ではないと結論付けている。SMICの自動改定以上の引き上げは、企業にとってコロナ感染拡大による打撃に加えて、労務費の増加に繋がり、その結果、低賃金労働者の失業につながる恐れがあるとしている。専門家委員会は、2021年1月1日の引き上げ率を0.99%程度と試算し、2020年1月1日の1.20%増よりも低いが、物価上昇がほとんど見られないため(実際にはマイナス)、購買力は向上することになるという見解を示した。</li> <li>■ 野党・フランス共産党などの国民議会議員によって、2020年4月末(最初のロックダウン期間中)、2020年7月1日付けSMIC引き上げに関する法案を国会に提出。SMICの自動改定以上の引き上げは、2012年を最後に実施されていないことを指摘した上で、2020年7月1日付けで1時間当たり11ユーロに引き上げる提案をした。ロックダウンで落ち込んだ消費を、国民の購買力を引き上げるにより拡大し、経済の回復に繋げることを目的とする法案だったが、国民議会(下院)の社会問題委員会へ送られたものの、審議及び採決は行われておらず、実質的には廃案となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2020年2月のデータによると、今回は9.82ユーロへ引き上げが示唆されていた。しかし、その後コロナ禍で急速に悪化した経済状況の中で開催された委員会では、前例のない不況下で引き上げの凍結を求める使用者側委員と、大幅に引き上げることで購買力を高めて消費を増やす重要性を主張する労働者側委員の主張の隔たりが大きく、当初は調整が難航した。</li> <li>■ 最終的に、コロナ禍による企業への影響を考慮して、現行の最低賃金時給9.35ユーロを基点とした場合、1.6%増の小幅な引き上げ(9.50ユーロ、2021年1月～)に留め、その後、同年7月に9.60ユーロ(同+2.7%)、1年遅らせる形で2022年1月に9.82ユーロ(同+5.0%)へ引き上げ、同年7月にコロナ後の経済回復を見据えて、10.45ユーロ(同+11.8%)へ大幅に引き上げる勧告案で決着。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バイデン大統領は2021年1月14日に1兆9,000億ドル規模の経済対策案「米国救済計画」を発表し、「連邦最低賃金の時給15ドルへの引き上げ」を盛り込む。</li> <li>■ 与党・民主党の議員らは1月26日、「2021年賃金引き上げ法案」を発表。その内容は「2021年米国救済計画法案(American Rescue Plan Act of 2021)」に組み込まれ、2月27日に下院で可決。</li> <li>■ 連邦議会予算局(CBO)は21年2月8日、「21年賃金引き上げ法案」が21年3月に制定された場合の影響をレポートにまとめた。それによると、同法案で最低賃金が15ドルに達する2025年までに1,700万人の労働者が引き上げの影響を直接的に、1,000万人が間接的に受ける。その増加分の賃金総額は3,300億ドルになる。一部の企業はテクノロジーや自動化に投資することもあり、雇用は140万人(0.9%)喪失する。その一方で貧困層は90万人減少し、低所得者向け支援制度のコストは縮小する。</li> <li>■ リベラル系のシンクタンク・経済政策研究所(EPI)は1月26日、「21年賃金引き上げ法案」には約3,200万人の労働者の賃金を引き上げる効果があるとの試算を発表した。さらに年間を通して働く者の収入が3,300ドル増加することや、総世帯収入が貧困ラインを下回る労働者の6割(59%)の賃金が上昇することも推計。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最低賃金委員会第2回全体会議(6/25)で最低賃金額を時給で定め、月額を併記することに合意。</li> <li>■ 第3回全体会議(6/29)ですべての業種に同額の最低賃金を適用することを議決。</li> <li>■ 第4回全体会議(7/1)で労働者側が時給10,000ウォン(16.4%増)、使用者側が時給8,410ウォン(2.1減)の当初案を提示。</li> <li>■ 第6回全体会議(7/9)で労働者側が時給9,430ウォン(9.8%増)、使用者側が時給8,500ウォン(1.0減)の第1回修正案を提示。</li> <li>■ 第9回全体会議(7/14)で労使の要請により公益委員が8,620ウォン(0.35%増)～9,110ウォン(6.05%増)の審議促進区間を提示。</li> <li>■ 労働者側が時給9,110ウォン(6.1増)、使用者側が時給8,620ウォン(0.349%増)の第2回修正案を提示。</li> <li>■ 労働者側が第2回修正案と同額、使用者側が時給8,635ウォン(0.52%増)の第3回修正案を提示。</li> <li>■ 労使は意見の隔たりを埋められず、公益委員に単一案の提示を要求。</li> <li>■ 公益委員は時間給8,720ウォン(1.5%増)の単一案を提示。</li> <li>■ 公益委員単一案を採決(在籍委員27人中16人が出席)し、賛成9人・反対7人で2021年適用最低賃金水準を議決。</li> </ul>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定状況（続）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国
今後の方向性	<p>■ 賃金の中央値の3分の2への引き上げ目標を維持。低賃金委員会は、2024年時点の目標額を10.32ポンドと試算、2022年以降に毎年40～50ペンスの引き上げ(引き上げ率5%前後)が想定されている。ただし、経済や雇用の状況等によっては、目標達成時期の遅延がありうるとされる。</p>	<p>■ 専門家委員会のレポートは、OECD諸国と比較するかたちでSMICの制度改革の必要性を指摘している。物価上昇および平均賃金に基づいて計算される購買力向上分によって引き上げが保障されているのはフランスだけであり、経済指標による自動調整の制度をもっている国は3カ国あるが、その指標はインフレ率のみであるとする。その上で、現行制度を改革してインフレ率に即した引き上げのみとするか、自動調整に基づく引き上げ保障の制度そのものを廃止し、政府が政策上の判断に基づき改定幅を決める形にするような改革が必要だと指摘している。ただ労働組合、特にFO（労働者の力）は、物価スライド制と賃金スライド制を基本とした政府裁量による大幅な引き上げを主張しているため、この改革案に対して強く反発している。</p>	<p>■ 各種データや予測、労使の主張、関係団体ヒアリング等をもとに、最低賃金法9条の4つの側面を総合的に判断して、最低賃金の引き上げを決定している。他方で、労働者の最低限の生活を保障する額としては、「中央賃金の6割以上」とすべきという主張がある。ドイツの場合、国の中央賃金の6割相当を換算すると、時給12ユーロとなるため、労働組合を中心に12ユーロへの引き上げ要望がある。ハイル労社相も12ユーロへの引き上げを念頭においた発言を行っている。労使自治による産別協約の引き上げ幅を重視する現状から、今後どのように変化するかは未だ不透明。</p>	<p>■ 「連邦最賃の15ドルへの段階的引き上げ」を上院で可決するためには、すべての民主党議員に加え、共和党から少なくとも10人の賛同を得なければならず、何らかの修正や与野党間の協議が必要な情勢に。</p> <p>■ 共和党のロムニー上院議員らは2月23日、「対案」として、連邦最賃を、コロナ禍を脱してから5年間で10ドルへと引き上げる法案（米国労働者のための高賃金法案、Higher Wages for American Workers Act）を発表。「民主党案」との隔たりは大きい。</p>	<p>■ 2017年の大統領選では、すべての主要政党が時給10,000ウォンの実現を掲げ、文大統領も2020年までの時給10,000ウォン達成を公約した。政権発足後の最低賃金引き上げ率は、文大統領2018年16.4%（7,530ウォン）、2019年10.9%（8,350ウォン）、2020年2.87%（8,590ウォン）、2021年1.5%（8,720ウォン）であり、公約は未だ実現していない。</p> <p>■ 韓国では、正規と非正規の格差が顕著であり、最低賃金問題の当事者は非正規労働者と見られてきた。しかし、近年の最低賃金の大幅な引き上げに伴い、低賃金の正規労働者でも最低賃金法違反となるケースが発生してきた。今後も最低賃金の上昇は、複雑な賃金体系の改編や正規と非正規の格差是正の問題をさらに浮き彫りにしていくと見られている。</p>

各国の政府サイト、報道をもとにJILPT調査部（海外情報担当）が作成。